

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進

本計画の推進にあたっては、様々な立場にある市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、すべての人が尊重され安心して生活し、健康づくりに取り組んでいけるよう、計画の周知を図るとともに、行政や地域の関係団体・機関が相互に連携・協力し、市民の取組を支援します。

### 2. 各主体の役割

#### (1)市民・家庭の役割

いつまでも心身ともに健康で快適に過ごすためには、一人ひとりが健康づくりに取り組むことが大切です。市民は健康づくりに関する正しい知識を持ち、身近な健康づくり活動への積極的な参加などを通じ、自分にできることから実践します。

また、家庭は生涯を通じて個人の健康を支える重要な基盤であり、憩いと安らぎの場です。心身ともに健康であるために、家族全員で健康的な生活習慣を身につけることが必要です。

#### (2)地域の役割

地域では、様々な地域の団体や自治会などが連携し、健康づくりの取組を積極的に行い、市民一人ひとりの健康づくりを支援することが必要です。

#### (3)保健・医療機関の役割

保健・医療機関は、市民の健康づくりを支えるため、専門的な立場から健康問題に対する働きかけや情報提供などを行うことが必要です。

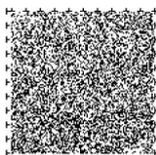
特に、医師・歯科医師などの医療機関は病気の治療だけでなく病気の発症予防、薬剤師や薬局などでは医薬品の適正な使用や健康に関する相談など、健康づくりに関する知識の普及・啓発活動のより一層の取組が必要です。

#### (4)職場(企業・事業所)の役割

職場は、働く人にとって青年期以降の多くの時間を過ごす場であり、健康に大きな影響を及ぼす場です。そのため、職場全体で就労者の心身の健康確保や就労環境の整備などの健康づくりを推進することが必要です。

#### (5)保育所(園)、幼稚園、学校の役割

保育所(園)や幼稚園、学校は、子どもが心身ともに大きく成長する時期に多くの時間を過ごす場です。そのため、家庭や地域と連携して、子ども自身が将来にわたって心身の健康を管理し、保持・増進していけるように、健康づくりに関する教育を充実させていくことが必要です。



## (6)行政の役割

行政は、市民の健康づくりを支援していくため、各取組を推進するとともに、地域の各関係機関と連携し、健康づくりのための環境整備を図ることが必要です。また、本計画を広く周知し、市民が意欲的に健康づくりに取り組めるよう啓発などに努めます。

## 3. 計画の評価

本計画については、年度ごとに事業の進捗管理を行い、計画の推進に努めます。また、計画の中間にあたる令和11年度(2029年度)に評価・中間見直しを行い、令和17年度(2035年度)に最終評価を行います。

